

3章 初動体制、応急給水、応急復旧

3.1 各水道事業体における対応

3.1.1 仙台市

(1) 初動体制

3月11日（金）14時46分の地震発生時は勤務時間中であったため、現場出張中の職員には無線連絡をとり安否確認を行った。休暇中の職員は随時所属長が確認をとり、全員の無事が確認されたのは14日（月）である。

仙台市の災害対策本部が直ちに設置され、11日16時に第1回目の会議を開催、19時に第2回、22時30分に第3回を開催した。

水道局においても発災直後に危機対策本部（水道部）が設置され、出先機関を除く課長以上の職員19名で構成される本部員会議は、11日16時に第1回目の会議を開催した。

地震発生後の断水戸数は約23万戸（断水人口、約50万人）であり、断水率は約50%であった。地震発生から復旧作業開始までの主な動きを表3.1.1に示す。

表 3.1.1 仙台市における初動体制

月日	時刻	主な動き	復旧方針と対応
3月11日	14:46	・地震発生（マグニチュード9.0、宮城野区で震度6強） ・危機対策本部（水道部）設置 ・停電発生	
	14:49	（大津波警報発令）	
	15:00	・全浄水場で自家発運転確認	
	15:40	・県広域水道より受水停止の要請あり	
	16:00	・第1回本部員会議（全課長出席）	・浄水処理の継続に全力を挙げる こと ・状況把握に努めること ・職員の安否確認 ・食料の確保
	16:30	・宮城県管工業協同組合の本管工事業者を南、北、東の各事務所で待機指示	

	17:20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停電により路上局の監視不能 ・ 仙南・仙塩広域水道用水供給事業（宮城県企業局）の送水幹線（φ2400mm）漏水事故で断水中 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 断水箇所の把握に努めること ・ 水量が多い場合は仕切弁の絞込みを行うこと
	22:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用飲料水貯水槽 5 箇所立ち上げ ・ 給水応援要請（日水協へ 20 台、宮城県管工業協同組合へも要請） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水活動は翌 6 時から開始
3 月 12 日	5:10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用飲料水貯水槽 8 箇所立ち上げ ・ 緊急医療病院への給水開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害箇所の継続調査
	8:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧作業に着手 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線・主要管路から復旧

(2) 応急給水

仙台市の給水車 6 台の他、18 大都市水道局相互応援に関する覚書により札幌市 3 台、東京都 4 台、日本水道協会を通じて名古屋市、新潟市等から 48 台、都市間の応援として京都市等から 4 台、自衛隊から 6 台等、各事業体から給水車が派遣された。また、宮城県管工業協同組合に所属する会員により最大で 23 台の応援があった。1 日最大で 75 台が稼働し、3 月 31 日まで応急給水を実施した。

給水拠点については、地震発生当日には七郷小学校などの非常用飲料水貯水槽を 5 箇所立ち上げ、その後 19 箇所に拡大した。また、新潟市から提供されたキャンバス水槽を 30 基、貯水槽のない避難所に設置した。災害拠点として医療機関への優先給水を実施した。

(3) 応急復旧

水道施設の被害は配水管、給水管等の管路が中心であったことから、配水幹線を優先に復旧を実施した。地震発生直後は水道局職員による調査を実施し、翌日から宮城県管工業協同組合の応援もあり、最大で 1 日 33 班の作業体制をとった。

また、18 日から 31 日までは東京都の応援隊 1 班、22 日から 4 月 5 日までは札幌市の応援隊 1 班の派遣を受けた。

宮城県企業局からの受水系統については、仙台市の浄水場からの配水に切り替え、可能な限り長期の断水を回避した。応急復旧については、津波被害地区及び地滑りのあった一部地区を除き、3 月 29 日（火）には概ね完了した。4 月 7 日の余震で一時的に約 3 万戸の断減水が生じたものの、4 月 11 日までにほぼ復旧した。

仙台市における復旧経過を図 3.1.1 に、給水区域図を図 3.1.2 に示す。

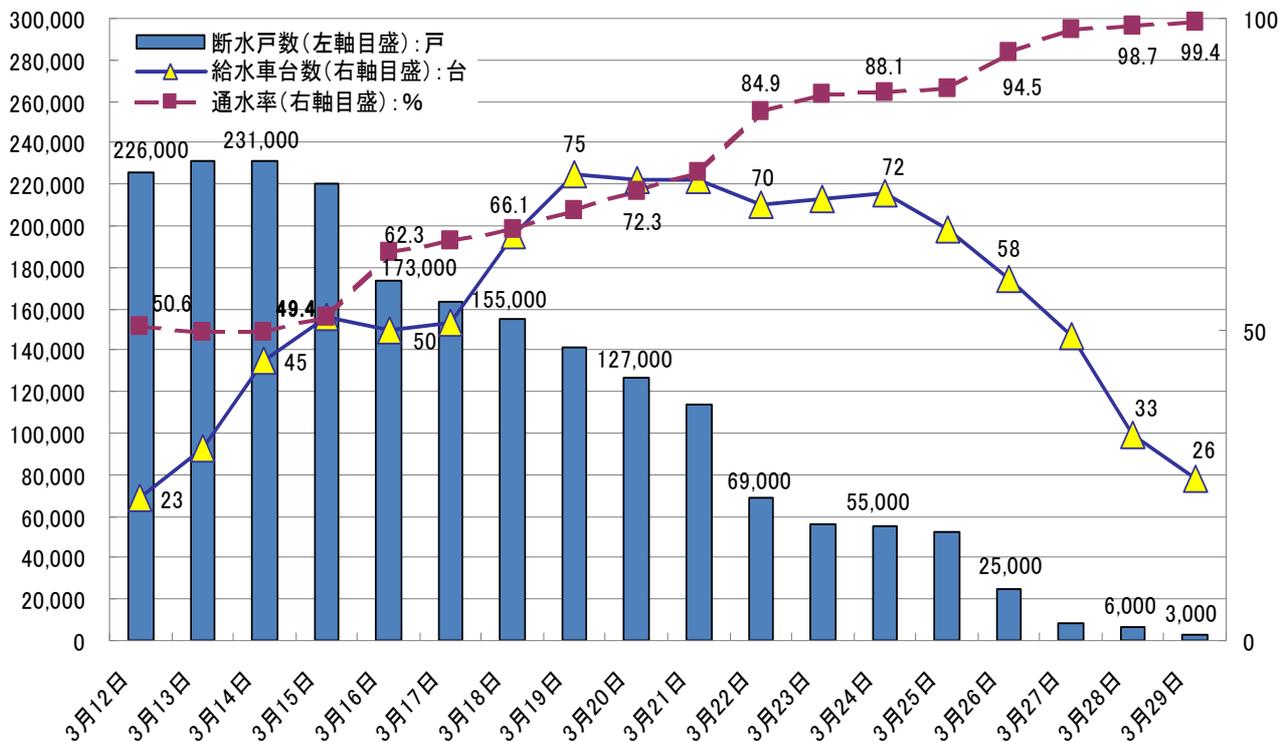


図 3.1.1 仙台市における復旧経過

※ 3月21日以降、通水率が上昇しているが、給水車台数が減少するのに更に数日を要している。これは通水率が上昇しても、給水車による応急給水を必要とする利用者がいたためであると考えられる。



図 3.1.2 仙台市給水区域図

3.1.2 宮城県企業局

(1) 初動体制

①事務所及び職員等の被害状況確認

- ・防災行政無線により、各事務所（大崎広域水道、仙南・仙塩広域水道）の被害状況及び職員の安否確認を行った。なお、工業用水道管理事務所については防災行政無線が未整備であるため、一般公衆回線で確認し、後日提携無線による通信を開始した。

②水運用の確認

- ・地震発生直後は、各事務所で地震の揺れにより中央管理室の計装設備が不安定となり、送水管異常警報（下限圧力、逆流警報）が多発した。
- ・中央管理室監視データの情報により複数箇所の漏水を確認し、送水を停止した。

③施設パトロール

- ・各事務所では職員及び緊急指定業者(13社)によるパトロールを実施し、幹線については、漏水による被害拡大を防止するため、遠方制御又は手動により漏水区間の弁閉止操作を行った。

④停電について

- ・東北電力管内で広範囲かつ長時間の停電が発生した。浄水場・制御室・受水弁室・無線中継所においては、その機能を確保するため、自家発電設備や無停電電源装置により制御及び監視を継続した。
- ・停電及び通信事業者施設の被害により一部遠方監視制御が不可能となった。

地震発生から復旧作業開始までの主な動きを表 3.1.2 に示す。

表 3.1.2 宮城県企業局における初動体制

月日	時刻	主な動き	復旧方針と対応
3月11日	14:46	○県の災害対策本部設置と同時に企業局災害対策本部を設置	○広域水道2事業の被害確認を実施、職員の安否確認を実施
	15:00	○大崎広域水道の浄水池水位低下	○送水停止の決定及び流出弁全閉
	15:40	○仙南・仙塩広域水道の浄水池水位低下	○送水停止の決定及び流出弁操作 ○受水市町へ完全送水停止を連絡

3月11日	19:00	○緊急指定業者の活動状況を確認	○大崎広域水道は3社、仙南・仙塩広域水道は7社の活動を 確認。
		○漏水事故状況確認	○大崎広域水道で5箇所、仙南・仙塩広域水道では複数箇所の漏水を確認。
3月12日	14:00	○復旧工事準備状況確認	
3月14日	12:00	○現場復旧のため人員派遣	○企業局1名、知事部局応援2名の計3名を現場派遣(3/12に知事部局へ派遣要請)
3月15日	21:00	○現場復旧のため人員確保 (3/16付け文書で正式要請)	○日本水道協会東北地方支部へ応援等に関する電話問い合わせ
	23:00		○名古屋市上下水道局来局
3月16日	18:00	○復旧見込み状況を本部会議で報告	○各受水市町村の受水タンクへの送水予定日を公表
3月18日	13:50	○名古屋市上下水道局、宮城県庁到着(3/17出発)	○打合せ(16時30分)
3月19日		○復旧応援隊活動開始	○3/27まで活動(8人7日間×2回)

(2) 応急復旧

浄水施設においては、地震による被害はあったものの、浄水機能を確保できたことから、管路復旧の進捗に併せて各受水施設への送水を再開した。管路は漏水箇所が特定できたものを中心に復旧計画を策定した。送水停止によって漏水箇所を特定できなくなったものは、一定区間毎に充水し、圧力負荷を行いながら漏水の有無を確認し、復旧作業を実施した。

○大崎広域水道、仙南・仙塩広域水道各事務所の浄水機能は確保できたことから、給水車への飲料水供給が可能となり、県災害対策本部に3浄水場(麓山、中峰、南部山浄水場)の情報を提供した。

給水車等への供給は3月12日～4月27日までの間、14市町、自衛隊等に1,821m³の供給を実施した。

○停電が長時間に及び、浄水場や無線中継所の燃料が不足したため、県災害対策本部に燃料の確保を要請した。また、工事車両や公用車の燃料も不足したため軽油、ガソリンについては他県へ移動して購入し対応した。

- 3月14日から災害復旧の応援を要請し、県庁6部局、民間企業、日本水道協会、工業用水道協会等からの延べ324人の協力により、早期復旧体制に取り組んだ。
- 3月16日に復旧計画を策定し、上水道について送水予定日を公表した。

これらにより、3月11日の本震復旧は大崎広域水道においては3月23日に、仙南・仙塩広域水道においては4月1日に一旦復旧したものの、4月7日の余震により再び被害が生じたため、大崎広域水道では4月12日に、仙南・仙塩広域水道では4月16日に余震復旧が完了した。

構成団体への供給再開月日を表3.1.3に、事業概要図を図3.1.3及び図3.1.4に示す。

表 3.1.3 宮城県企業局 構成団体への供給再開月日

供給月日	用水供給事業名	構成団体名
4月8日	仙南・仙塩広域水道	白石市（内田前受水）
4月9日	大崎広域水道	大郷町
4月10日	大崎広域水道	松島町
4月11日	仙南・仙塩広域水道	白石市（鷹巣受水）、大河原町、柴田町、角田市、岩沼市、亘理町、山元町
4月12日	大崎広域水道	大崎市、栗原市、美里町
4月15日	仙南・仙塩広域水道	利府町、塩釜市、松島町
4月16日	仙南・仙塩広域水道	多賀城市、七ヶ浜町

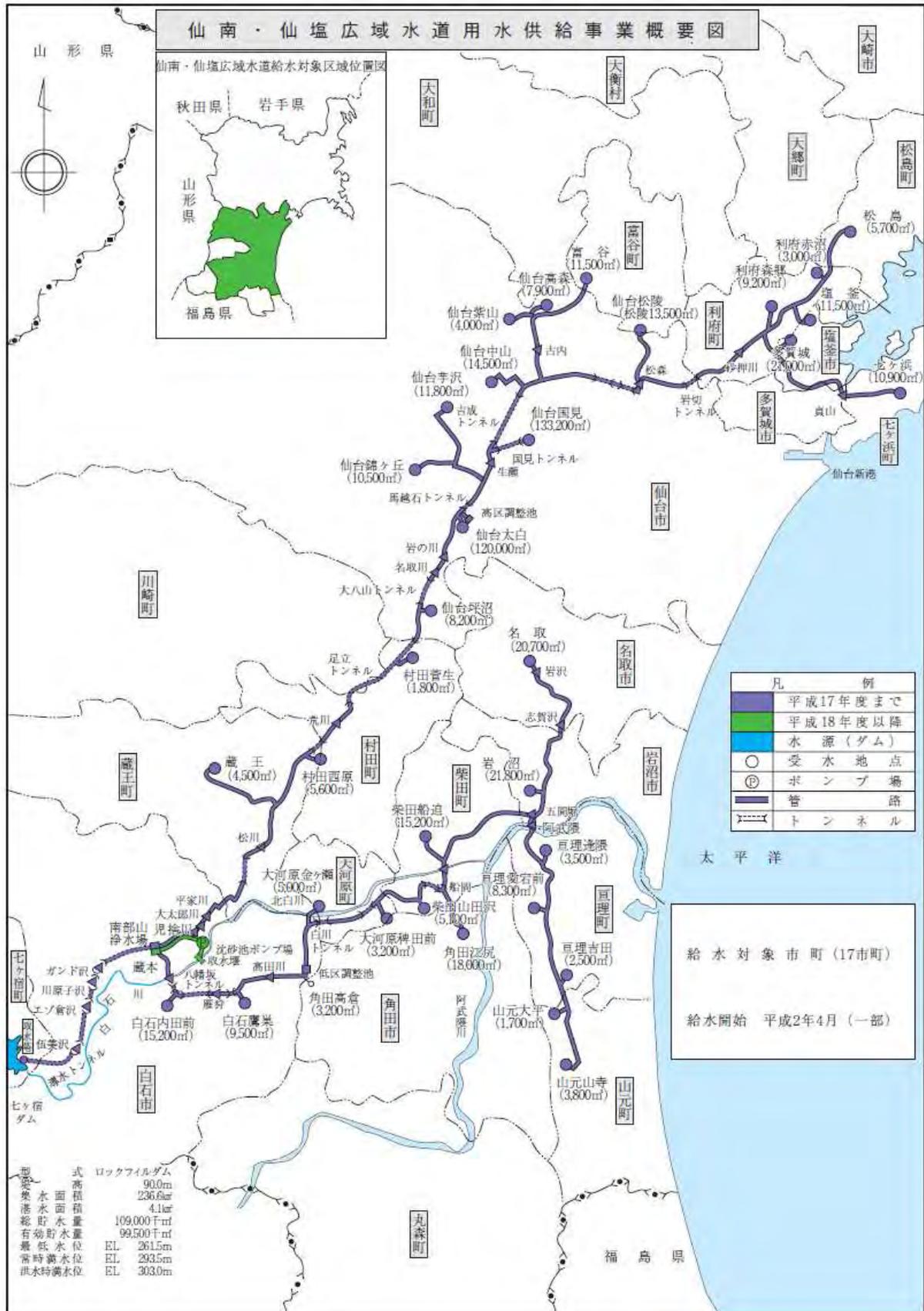


図 3.1.4 宮城県企業局 仙南・仙塩広域水道用水供給事業概要図

3.1.3 石巻地方広域水道企業団

(1) 初動体制

3月11日（金）の地震発生後まもなく、企業団の災害時職員行動マニュアルに基づき総合災害対策本部を設置し、職員の安否を確認すると同時に、管路及び施設の被害調査を実施した。

また、災害時における応急復旧活動等に関する協定により、地元の管工事組合へ応急給水及び応急復旧の応援要請を行い、発災から4時間24分後には応急給水（拠点給水）を開始した（職員21名、管工事組合17名体制）。

さらに発災15時間44分後の3月12日には日本水道協会へ応援要請を行った。地震発生から復旧作業開始までの主な動きを表3.1.4に示す。

表 3.1.4 石巻地方広域水道企業団における初動体制

月日	時刻	主な動き	復旧方針と対応
3月11日	15:15	災害対策本部を設置	被害状況調査の実施 管路調査（施設部）、施設調査（浄水部）出動。 各配水池の流出入バルブ及び緊急遮断弁全閉操作
	15:20	管工事組合との協定による応援要請	
	15:40	停電により基幹浄水場運転不能	
	18:30	石巻市より給水の要請有	3/11 19:10 石巻市内3箇所 で応急給水開始
	19:05	東松島市より給水の要請有	3/12 05:50 東松島市役所で 応急給水開始
3月12日	0:00	災害対策本部会議	今後の対応について協議 導・送水管線の管路調査及び修繕 対応 浄水場等の被害状況確認及び施設 点検 鹿又取水場内の塩分濃度及び濁度 測定 応急給水の体制及び給水場所の設 置

	6:30	日水協宮城県支部に応援要請	応急給水班として給水車30台程度
		石巻市役所との連絡体制が整備される。	衛星携帯電話による通信手段確保及び連絡員派遣を決定
	22:30	日赤病院へ応急給水開始	～3月16日 17:20まで 延べ19回 190m ³
3月13日	17:10	須江山浄水場復電	点検後運転再開し給水区域拡張作業へ移行
	20:48	鹿又取水場復電	点検後運転再開
3月14日	10:05	蛇田浄水場復電	被害が大きく点検補修作業
3月16日	7:55	航空自衛隊より給水支援の申し出有	同日承諾
	14:16	大街道浄水場復電	導水管路点検終了後、3/22運転再開
3月22日	9:30	陸上自衛隊より給水支援の申し出有	同日承諾
	16:05	復旧状況及び復旧計画	記者発表及び企業団ホームページに掲載

(2) 応急給水

構成団体である石巻市及び東松島市より応急給水の要請を受け、石巻市は11日の19時10分から、東松島市は12日の5時50分からそれぞれ応急給水を開始した。

また、企業団の給水区域に生じた被害が甚大であったため、応急給水エリアを本部・西部・北部の3つに分け、日本水道協会に応急給水の要請を行った。

名古屋市を中心とした中部地方支部の各水道事業体からは50台以上が出動するなど、85団体より3月13日～6月15日までの95日間では合計100台以上、人数にして延べ4,975人による応急給水が行われ、最大で1日51台の応援があった。特に津波によって被害のあった地域では7月1日まで応急給水が続けられた。

(3) 応急復旧

応急復旧については、3月25日～7月8日までの106日間、仙台市・名古屋市・さいたま市・新潟市を中心に漏水調査で13団体より延べ1,404人、漏水修繕では15団体より延べ2,661人の応援があった。

石巻地方広域水道企業団における復旧経過を図3.1.5及び図3.1.6に、給水区域図を図3.1.7に示す。

4月7日の余震により通水率が0%まで落ち込んだものの、その後の懸命な応急活動により、除々に通水率が上昇した。

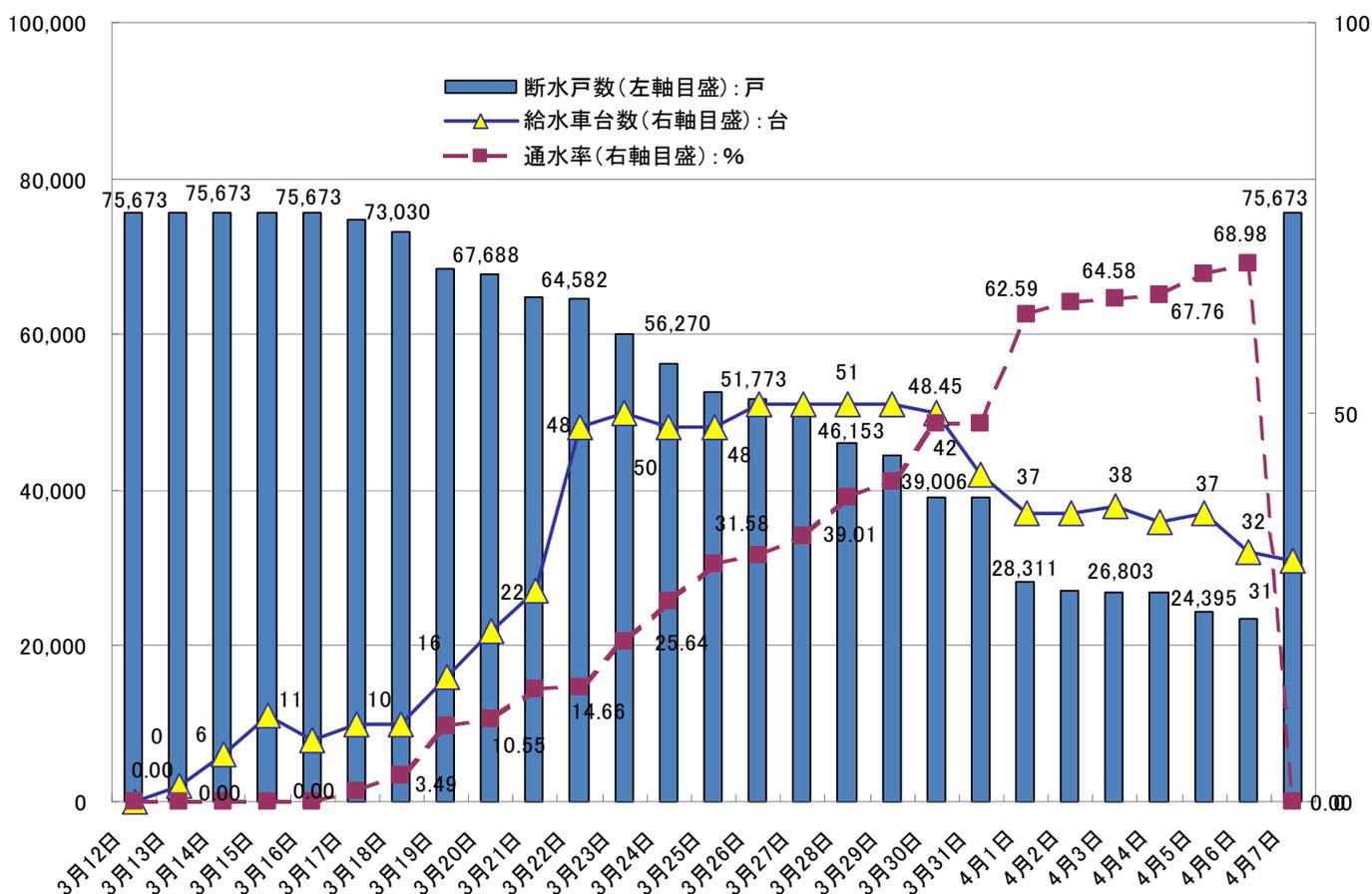


図 3. 1. 5 石巻地方広域水道企業団における復旧経過（4月7日まで）

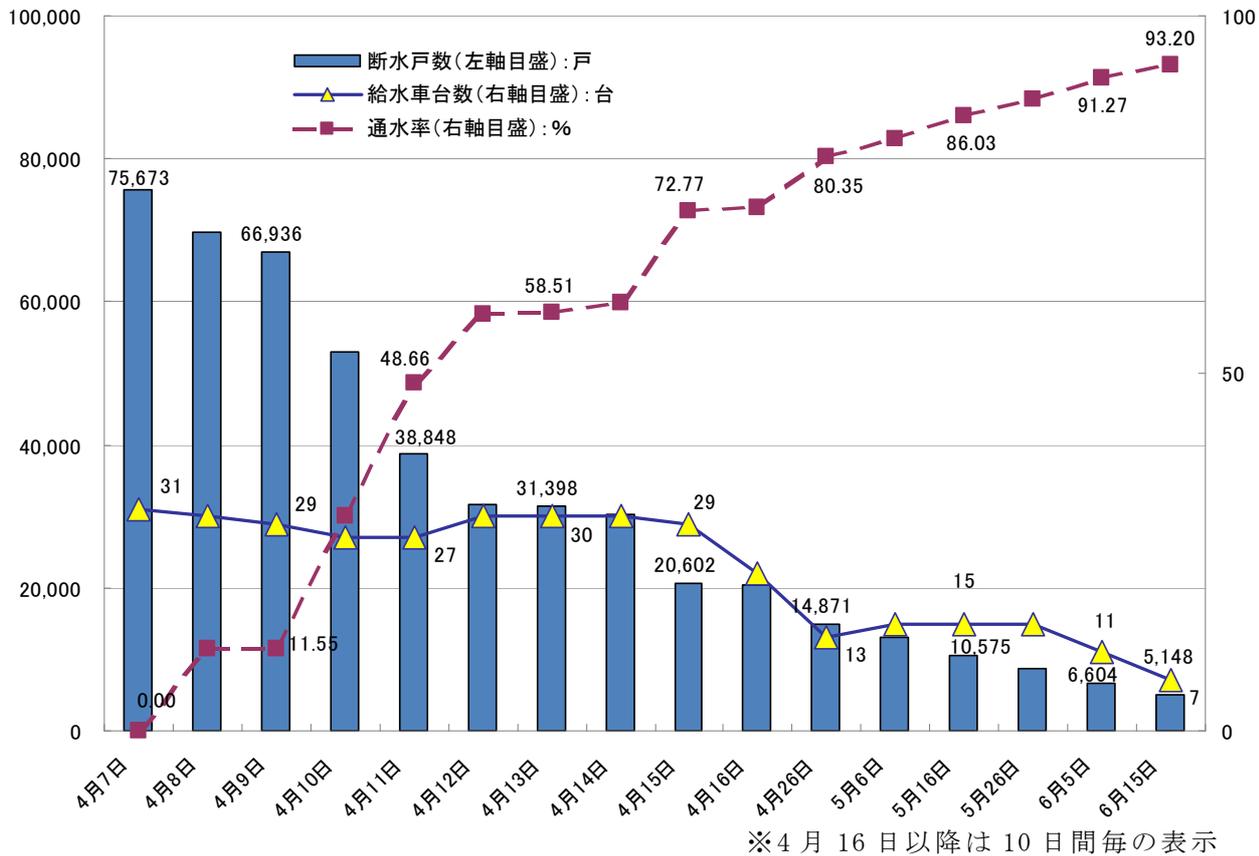


図 3.1.6 石巻地方広域水道企業団における復旧経過 (4月7日以降)



図 3.1.7 石巻地方広域水道企業団給水区域図

3.1.4 一関市

(1) 初動体制

3月11日（金）14時46分の地震発生時は勤務時間中であったため、職員の安否確認を行い、直ちに水道施設の被害実態調査のため職員を派遣することを決定した。

15時には一関市に災害対策本部が設置され、水道部からも本部に常駐する体制となった。また、水道部職員34名が情報収集にあたった。

地震発生から復旧作業開始までの主な動きを表3.1.5に示す。

表 3.1.5 一関市における初動体制

月日	時刻	主な動き	復旧方針と対応
3月11日	14:46	地震発生	・被害実態調査の実施を決定、主要な水道施設に職員5名を派遣
	15:00	・市に災害対策本部が設置され、水道部からも本部常駐 ・水道部職員34名が情報収集にあたる	・被害実態調査のため主要な水道施設に職員10数名を派遣 ・停電のためテレメータによる配水池等の状況が不明。
	16:00	・送・配水管の破損が多数	
	18:00～ 20:00		・広報車を手配。広報活動。 ・断水に伴う臨時給水所の設置及び給水車を配置。 ・送・配水管復旧について、指定業者と協議
3月12日	6:00		・給水活動 ・復旧工事を進める
3月24日	12:30	・市内全域で水道復旧	

(2) 応急給水

一関市の給水車を中心として発災翌日の12日には11台が出動し、一日最大22台体制で応急給水を続け、3月24日には全戸通水した。

しかしながら、4月7日の余震により再び断水が発生し、4月13日まで応急給水を実施した。

(3) 応急復旧

応急復旧については、3月24日に通水したものの、4月7日の余震で再び断水地区が生じたり、配水池が崩壊する等の被害が生じた。一関市における復旧経過を図3.1.8に、給水区域図を図3.1.9に示す。

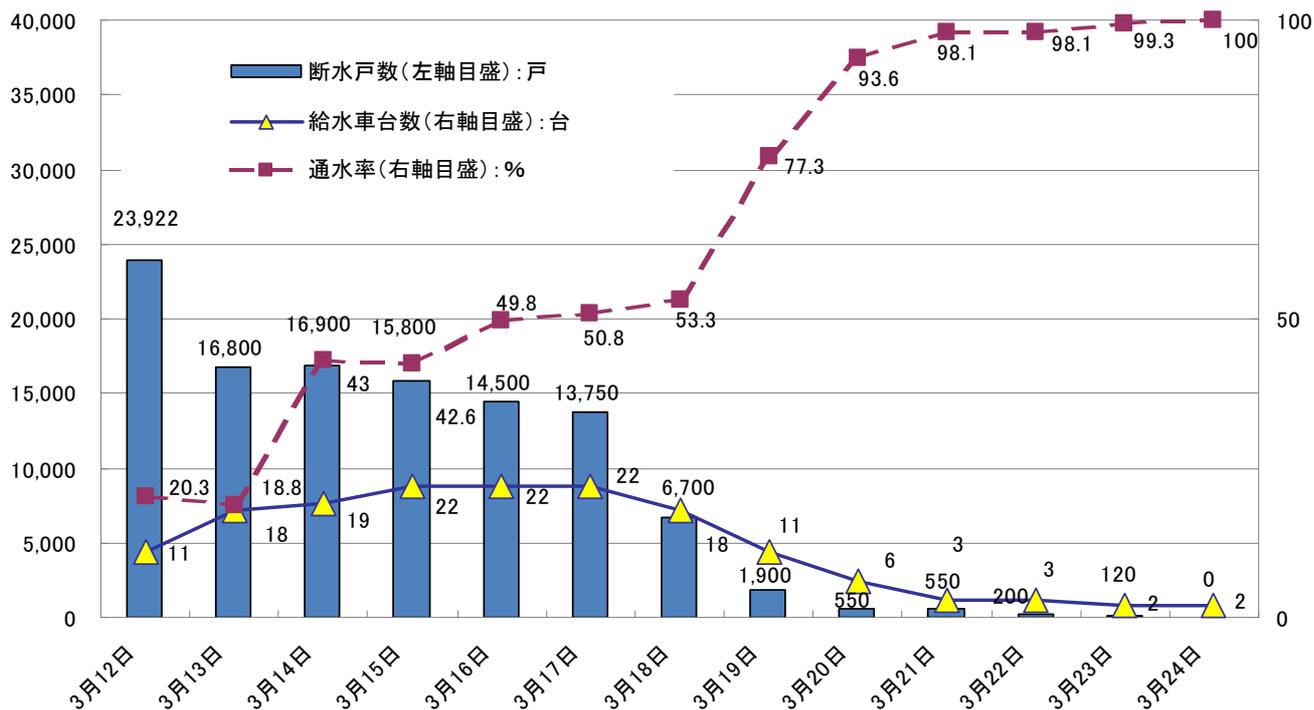


図 3.1.8 一関市における復旧経過

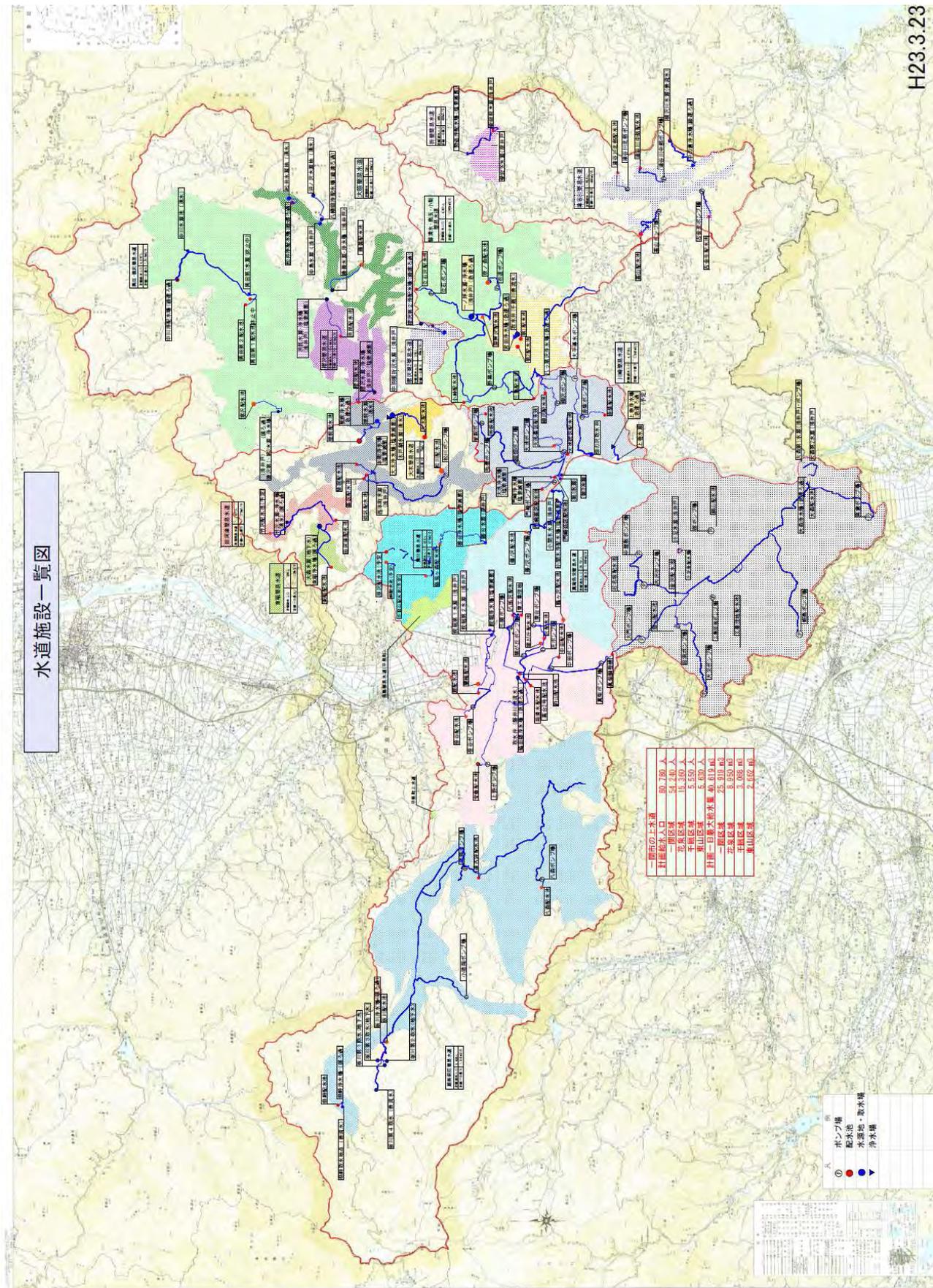


図 3.1.9 一関市給水区域図

3.1.5 陸前高田市

(1) 初動体制

地震発生直後、事務所等の被災状況を確認した。その後、津波が水道庁舎に押し寄せ、全員高台へ避難せざるを得なくなった。この津波によって浅井戸水源地（竹駒第1、竹駒第2、長部、矢作）は全壊状態となり使用不能になった。

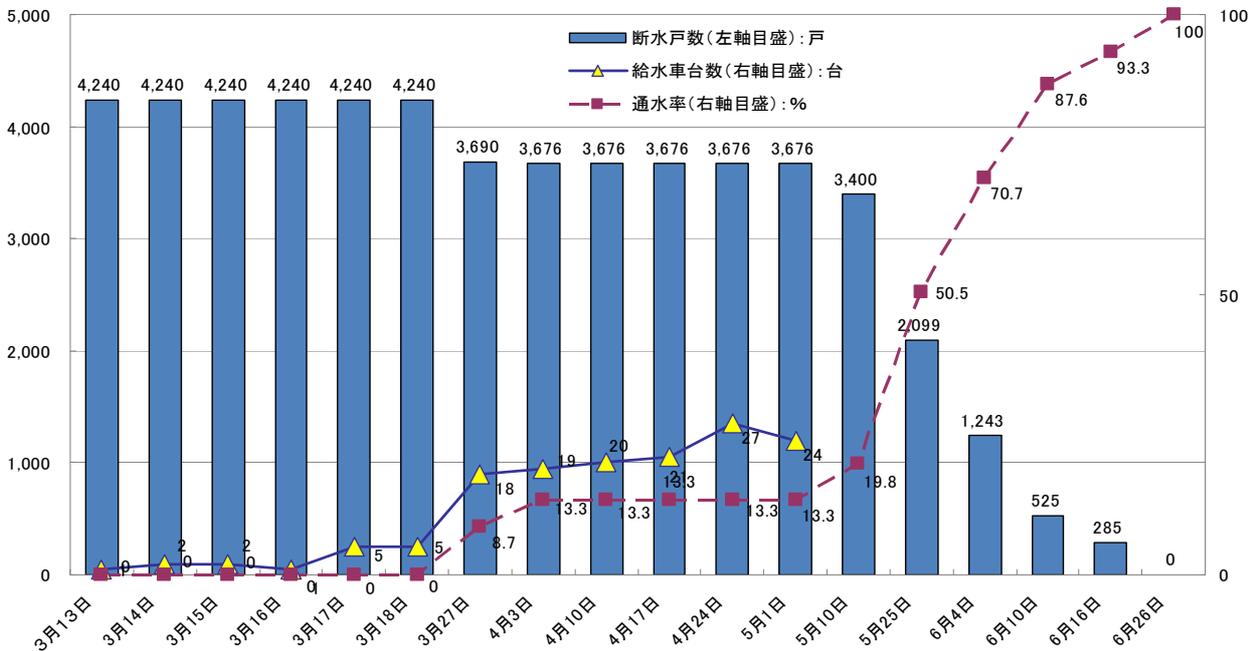
そのため応援を要請し、応急給水活動を実施した。

陸前高田市における初動体制から給水再開までの主な経過を表 3.1.6 及び図 3.1.10 に、給水区域図を図 3.1.11 に示す。

表 3.1.6 陸前高田市における給水再開までの主な経過

月日	主な動き	復旧方針と対応
3月11日	避難	
3月12日	○水道職員7人参集(内嘱託職員1人) ○日水協県支部に給水車の派遣を要請	○上水道、簡易水道とも停電が解除次第 施設点検を実施
3月13日	○給水拠点を隣接の住田町に依頼	
3月14日	○避難所給水需要調査	
3月15日		○簡易水道施設点検 (横田、金成、下矢作、生出・二又)
3月16日	○施設調査(上水道、簡易水道)	○上水道水源の再利用は困難 ○簡易水道は復旧可能
3月18日	○生出、二又簡易水道ポンプ稼働	
3月20日	○水源瓦礫撤去自衛隊へ依頼(竹駒第1、竹駒第2、長部、矢作) ○横田簡易水道、金成簡易水道ポンプ運転、配水池へ送水	
3月23日		○簡易水道施設復旧 (横田、金成、下矢作、生出・二又)
3月24日	○竹駒第1水源清掃開始	
3月29日	○下矢作簡易水道通水	
4月2日	○下矢作簡水復旧	○全簡易水道復旧
4月5日	○竹駒第1水源水質検査	○水質基準値超過(塩分)
4月6日	○竹駒第1水源系の対応検討	

4月8日		○竹駒第1水源を再活用し復旧を進める。ただし、気仙川表流水の利用も視野に入れる。
4月25日		○長部水源系の対応を検討 1案：現在の水源敷地内に深井戸を掘り水源とする。 2案：矢作水源から仮設管を設置し長部水源まで延ばす。
4月26日	○竹駒第1水源試運転 (高田配水池まで送水)	
4月27日		○竹駒第2水源系を竹駒第1水源系に統合することに決定 ○長部水源を使用せず、今後矢作水源から配水することに決定
5月10日	○鳴石地区給水開始	
6月26日	○市内全域給水	



※4月17日以降は1週間毎の表示、5月1日以降の給水車台数は省略

図 3.1.10 陸前高田市における復旧経過

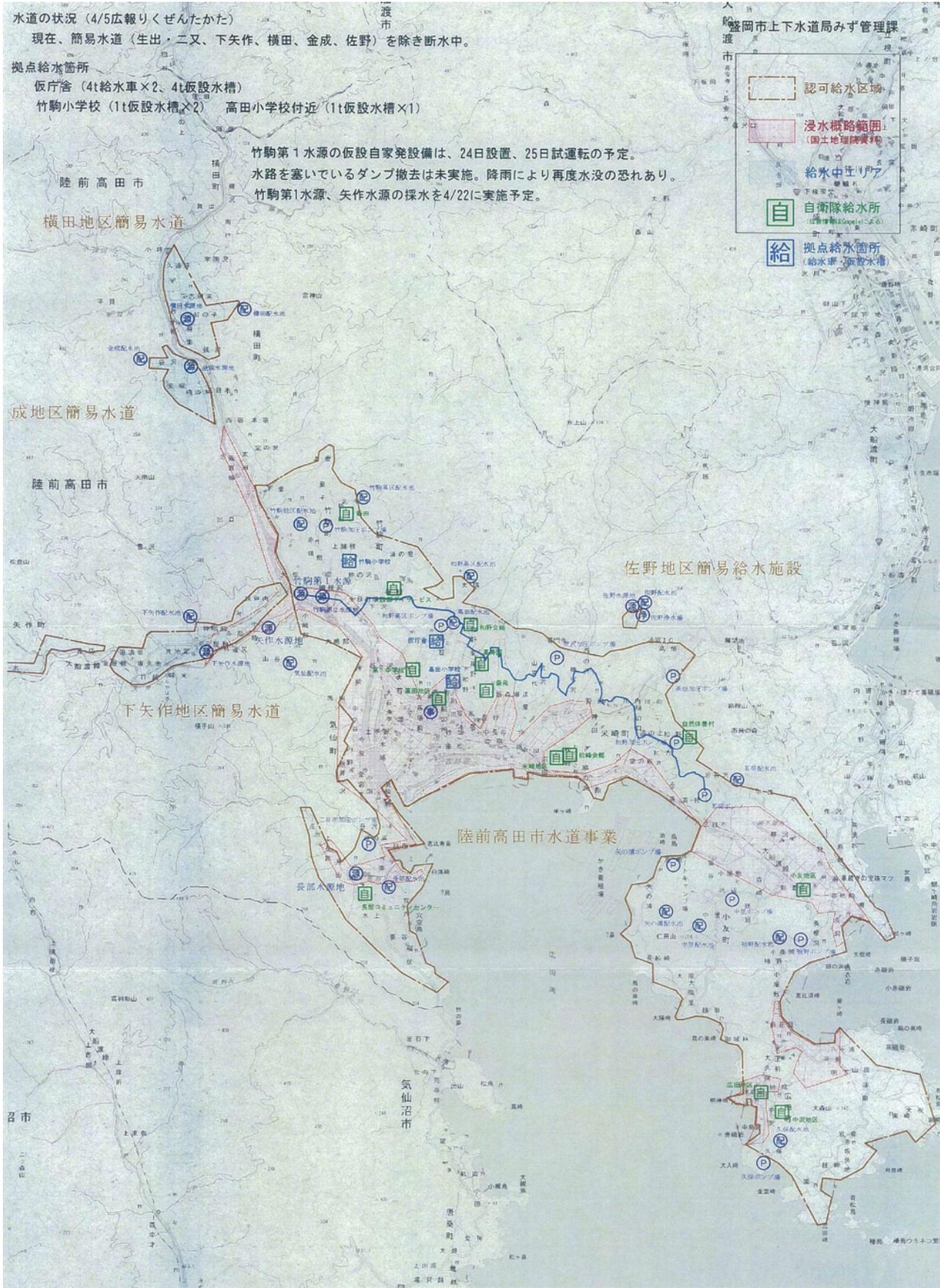


図 3.1.11 陸前高田市給水区域図

3.1.6 郡山市

(1) 初動体制

3月11日の地震発生時は勤務時間中であったが、水道庁舎も被災したため庁舎内にいた職員は全員、公用車駐車場に参集し、安否確認を行った。水道局職員は147名(管理者、再任用職員、臨時職員を含む)であるが、震災時局舎内で勤務していた職員については、15時ごろ無事を確認、出張等で局外に出ていた職員についての確認は、15時半ごろとなった。

庁内点検については、電気の漏電やガス漏れ等による火災が発生していないか、15時半ごろ確認し、併せて局舎内の遮断器等をOFFにした。

施設パトロールについては、職員の安否確認後、市内4浄水場(豊田浄水場、堀口浄水場、熱海浄水場、荒井浄水場)、ポンプ場等の確認を実施した。

11日15時半過ぎに「郡山市災害対策本部」が設置されたことに合わせて、郡山市水道局対策本部を設置した。この対策本部は、水道事業管理者・局長の下、本部事務局、応急給水班(給水車、給水所担当)、物資調達班(ガソリン、灯油等の調達)、応急復旧班(漏水情報の受付、郡山市管工事組合との調整等)を設置して構成されるが、勤務時間内の震災であったことから、速やかに設置することができた。水道局災害対策計画では、水道局対策本部は局舎内に設けるものとしていたが、震災により局舎の安全性が確認できなかつたため、テントを公用車駐車場に張り対策本部とした。屋外のため、電話、OA端末機器等の通信手段が確保できず業務が停止したが、県支部所有の衛星電話を活用して状況収集に努めた結果、県内の浜通り、中通りを中心とする多くの水道事業体において、断水等水道施設の甚大な被害が確認されたことから、3月11日21時30分には、福島県支部として東北地方支部に給水車の応援要請を行った。

地震発生から復旧作業開始までの主な動きを表3.1.7に示す。

表 3.1.7 郡山市における初動体制

月日	時刻	主な動き
3月11日	14:46	・地震発生 ・職員は公用車駐車場へ避難
	15:30	・公用車駐車場にテント設営 ・災害対策本部を設置
		・電気の漏電やガス漏れのチェック ・局舎内の遮断器をOFF
		・4つの浄水場や増圧ポンプ場の点検
		・県内他市の被害状況を確認

	21:30	・日本水道協会東北地方支部に対し、給水車の応援を要請
3月12日	23:30	・放射能被曝のおそれから、福島県内への応急給水はできない旨の連絡あり
3月14日		・他都市から応援（浜通り地区へは派遣できない旨の回答）
3月18日		・応急復旧班（12班体制）を要請
3月25日		・応急復旧班（4班体制）、漏水調査班（3班体制）を要請

(2) 応急給水

応急給水は、発災当日の3月11日より開始した。当初は加圧式2m³給水タンク車3台、1m³給水タンク9台での給水開始であった。

その後、応援事業者からの給水車両として、姉妹都市等から3台が最初に到着した。中核市協定による派遣もあり、日本水道協会九州地方支部（長崎県支部）を中心として合計33台の給水車両の出動があった。

その他、郡山市災害対策本部の要望により、自衛隊1m³タンク車3台が3月12日から4月2日まで出動した。

給水方式としては拠点方式とし、病院施設30箇所では約410m³、学校施設10箇所では約100m³、老人ホーム25箇所では約110m³の給水を実施した。

また、各給水拠点等76箇所では約545m³を給水した。豊田浄水場の非常用給水設備ではエンジンポンプにより1時間に24m³を24時間体制で供給できた。なお、耐震性貯水槽については15箇所中13箇所を活用した。

(3) 応急復旧

応急復旧も発災当日より開始した。

平成17年に締結した地震等災害時における水道施設復旧等の応援に関する協定に基づき、郡山市管工事協同組合による10班編成の作業班の他、協業組合郡山市水道管理公社による12班編成の作業班を中心として、応急復旧に対応した。

漏水調査には、姉妹都市から2名が4月6日～4月10日の5日間、浄水施設構造物調査には、中核市協定による応援都市から2班が4月18日～5月17日の30日間、それぞれ派遣された。

郡山市における復旧経過を図3.1.12に、給水区域図を図3.1.13に示す。

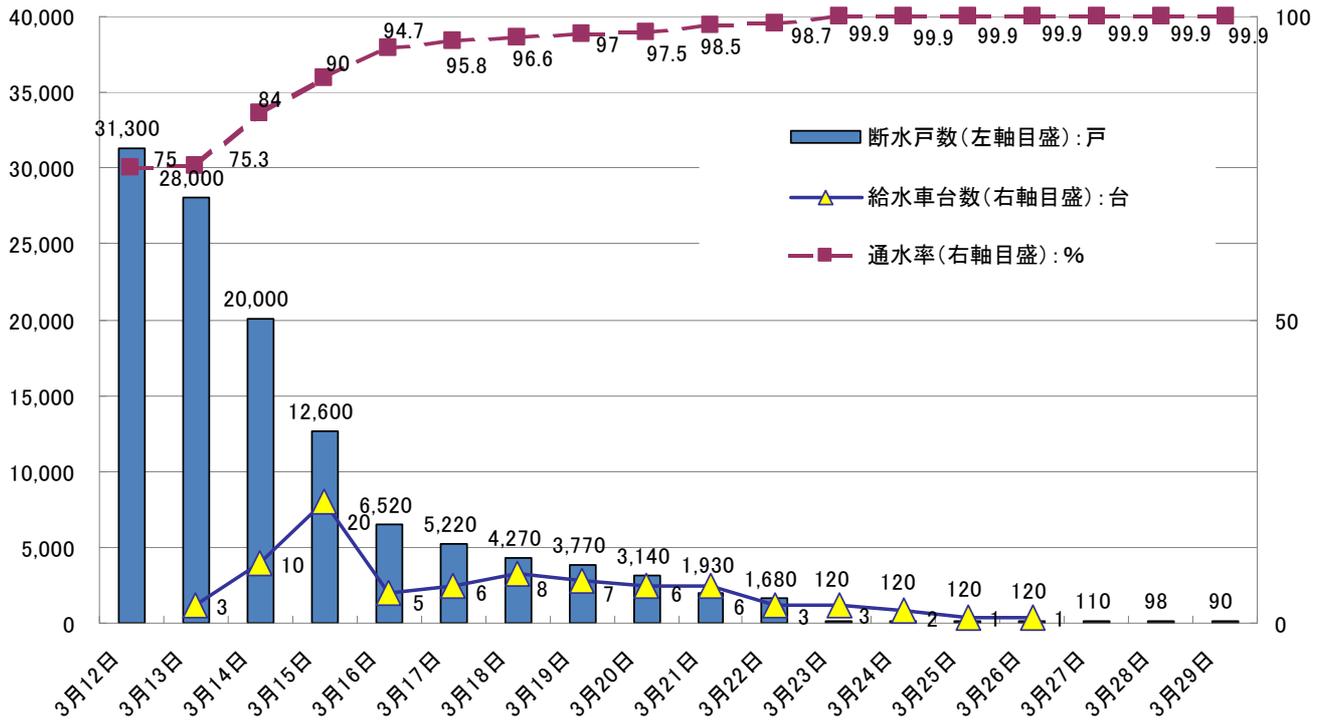


図 3.1.12 郡山市における復旧経過

上水道給水区域図

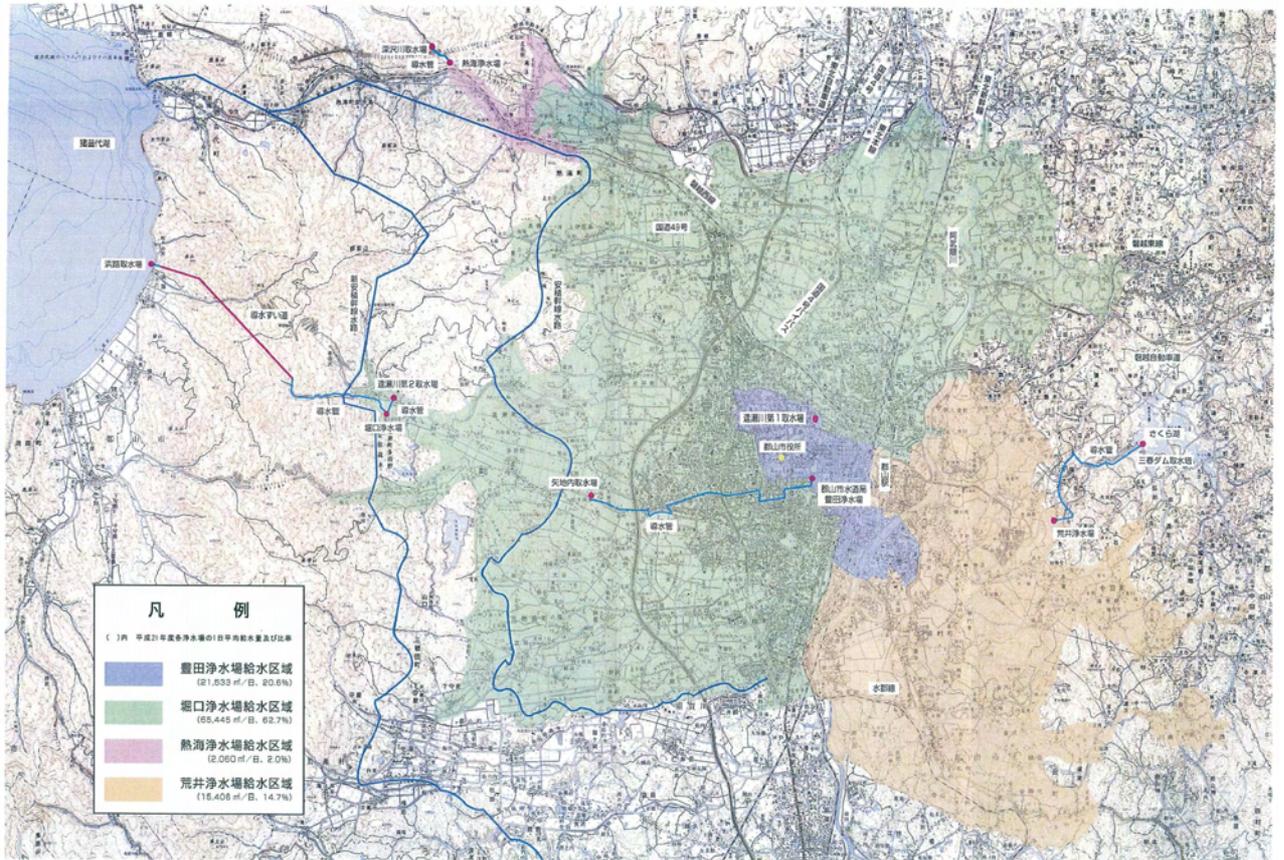


図 3.1.13 郡山市給水区域図

3.1.7 いわき市

(1) 初動体制

3月11日14時46分の地震発生に伴い、14時50分にはいわき市災害対策本部が設置された。基幹施設を調査した結果、送水系管路に多数の漏水箇所があり、浄水場から配水池への送水を停止し、漏水修繕工事の準備に入った。ほぼ市内全域が断水となるため、給水拠点の準備、給水車の準備、並びに市民への広報を行った。地震発生から復旧作業開始までの主な動きを表3.1.8に示す。

表 3.1.8 いわき市における初動体制

月日	時刻	主な動き	復旧方針と対応
3月11日	14:50	・いわき市災害対策本部設置 ・水道局災害対策本部を設置	・被害状況の調査を指示
	15:15	・第1回対策会議 ・基幹施設の被害状況調査	・被害状況の報告 ・送水系基幹管路に多数の漏水箇所を発見 ・浄水場から配水池への送水を停止
	16:22	・対策会議	・給水車の準備 ・非常用地下貯水槽の使用準備 ・浄水場を給水拠点にする準備
	18:00	・FMラジオ局に緊急放送を依頼 (市民へのお知らせ第1報)	大規模断水に備えるよう広報 (ほぼ市内全域が断水予定)
	18:00	・病院への運搬給水を開始	・病院への給水を最優先で実施
	21:00	・非常用地下貯水槽による給水活動開始	・市内各所の非常用地下貯水槽を使って市民に拠点給水を実施

(2) 応急給水

発災当日である11日は、要請があった救急病院への給水を最優先として水道局所有の給水車3台による応急給水を実施した。12日には、いわき市管工事協同組合の協力を得て、給水車26台体制に増強し、病院への給水を続ける一方で給水拠点でのバルーン（風船式給水槽）への注入やタンクからの給水活動を実施し、それ以降は、全国各地の水道事業体や自衛隊、ボランティアの皆さんなどの応援を受けて給水活動を実施した。

4月11日の余震により通水率が23.1%まで落ち込んだものの、その後の懸命な応急活動により、除々に通水率が上昇した。いわき市における復旧経過を図3.1.14及び図3.1.15に、給水区域図を図3.1.16に示す。

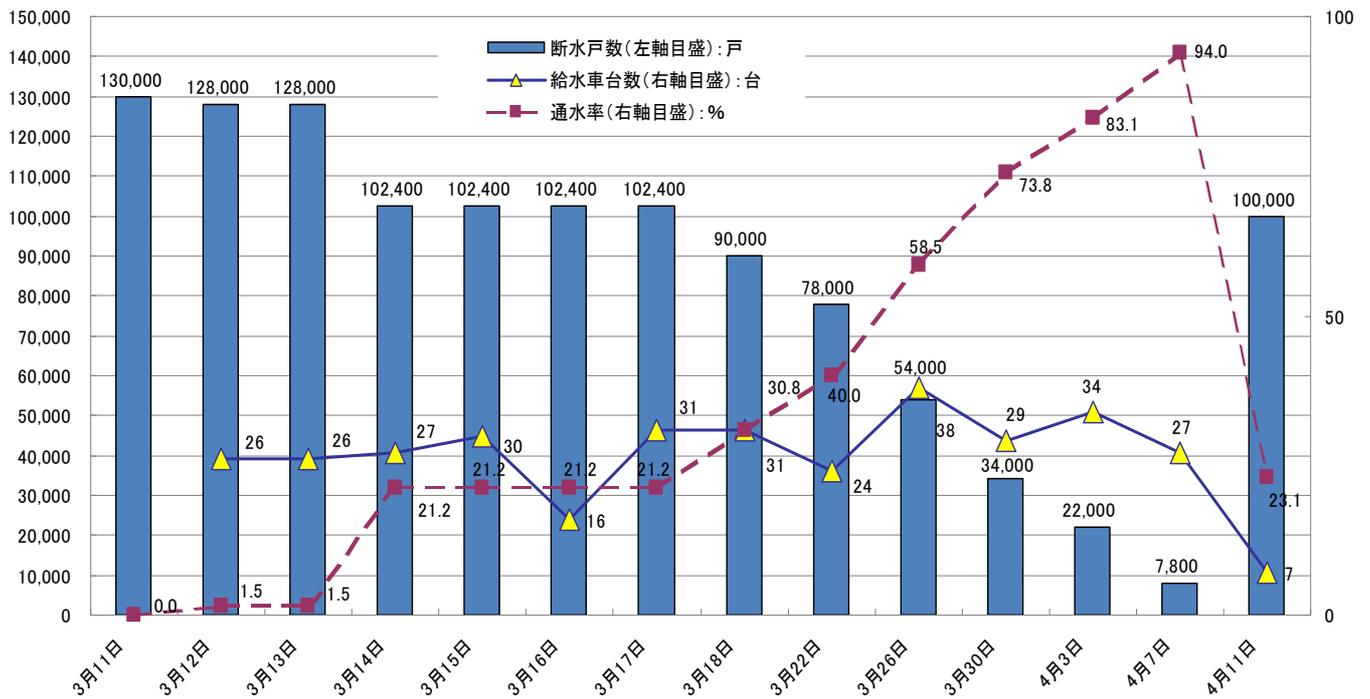
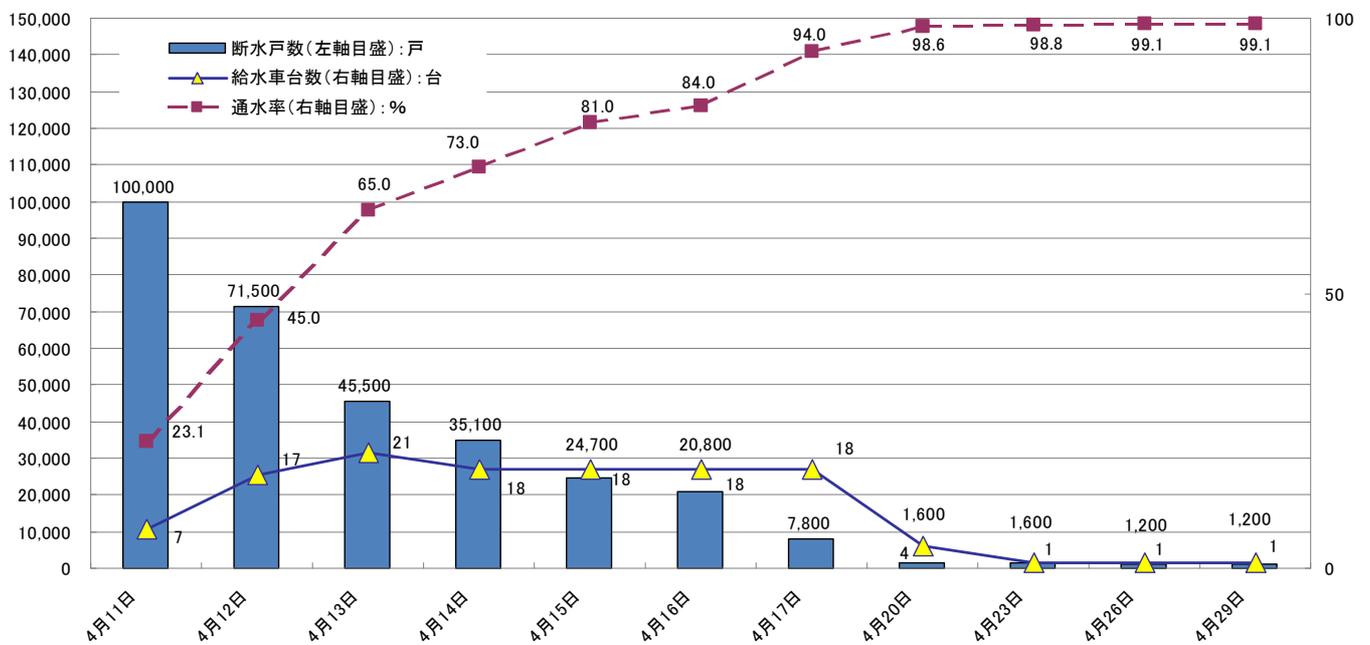


図 3.1.14 いわき市における復旧経過 (4月11日まで)



※4月17日以降は3日間毎の表示

図 3.1.15 いわき市における復旧経過 (4月11日以降)

3.2 支援体制

3.2.1 日本水道協会の支援内容

(1) 本部の対応

日本水道協会本部は、3月11日（金）14時46分の発災直後に日本水道協会救援本部を設置し、以後は24時間体制で現地及び東北地方支部からの情報収集、並びに厚生労働省等との情報連絡を行った。応援体制の連絡調整については発災後直ちに、被災した東北地方支部長を除く6地方支部長へ給水車等派遣準備を依頼、19時42分には6地方支部長へ給水車の派遣要請を行った。

また、発災当日深夜には仙台市へ第一次先遣調査隊を派遣、その後、福島県支部長である郡山市には13日、岩手県支部長である盛岡市には15日に第一次先遣調査隊を派遣するなど、4月28日までに19班、延べ38名の職員を派遣した。なお、救援本部は4月7日より24時間体制を短縮し、5月28日まで常駐体制をとった。

支援体制の枠組みについては、地方支部長都市である仙台市と現地に派遣された主要都市の先遣調査隊との協議経過を踏まえ、応急給水、応急復旧等の支援活動が柔軟かつ効率的に実施できるよう地方支部単位での担当地域を設け、次の点に留意するよう地方支部長に通知した。

- ① 応援活動は、東北地方支部長（仙台市）、日本水道協会と調整をとりながら、県支部長が中心になって行う。
- ② 割り当ては原則的なものであり、状況の変化に応じて、全部あるいは一部変更はあり得る。
- ③ 現在、応急給水活動を実施中であり、当面はそれを継続しながら、順次割り当てに従って応急復旧へ移行していく。

(2) 情報連絡・応援要請体制

日本水道協会では平成20年12月に「地震等緊急時対応の手引き」を作成しており、その中では **図 3.2.1** のような情報連絡体制を基本としている。

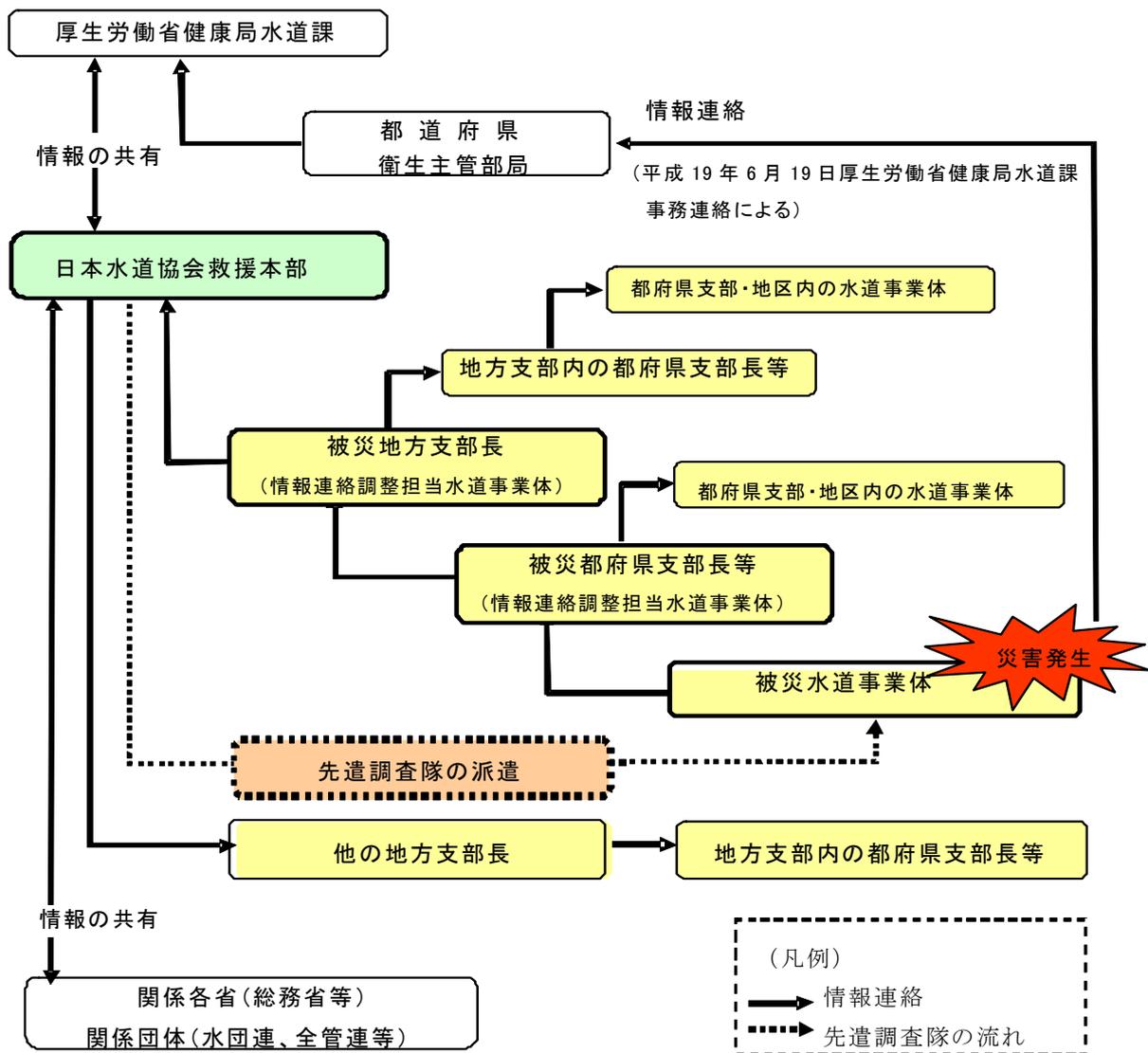


図 3.2.1 日本水道協会における地震等緊急時の情報連絡体制

今回の震災では被害が広範囲に及び、東北地方支部長である仙台市や宮城県支部長である石巻地方広域水道企業団にも甚大な被害が生じたことから、**図 3.2.2**に示すように日本水道協会が中心となり、北海道地方支部、関東地方支部、中部地方支部、関西地方支部、中国四国地方支部、九州地方支部の各地方支部にも応援要請がなされた。これにより、被害の大きな宮城県、岩手県、福島県に対して複数の地方支部の割り当てを分担調整し、応急給水及び応急復旧活動の円滑化に努めた。なお、千葉県及び茨城県については、関東地方支部内において対応した。

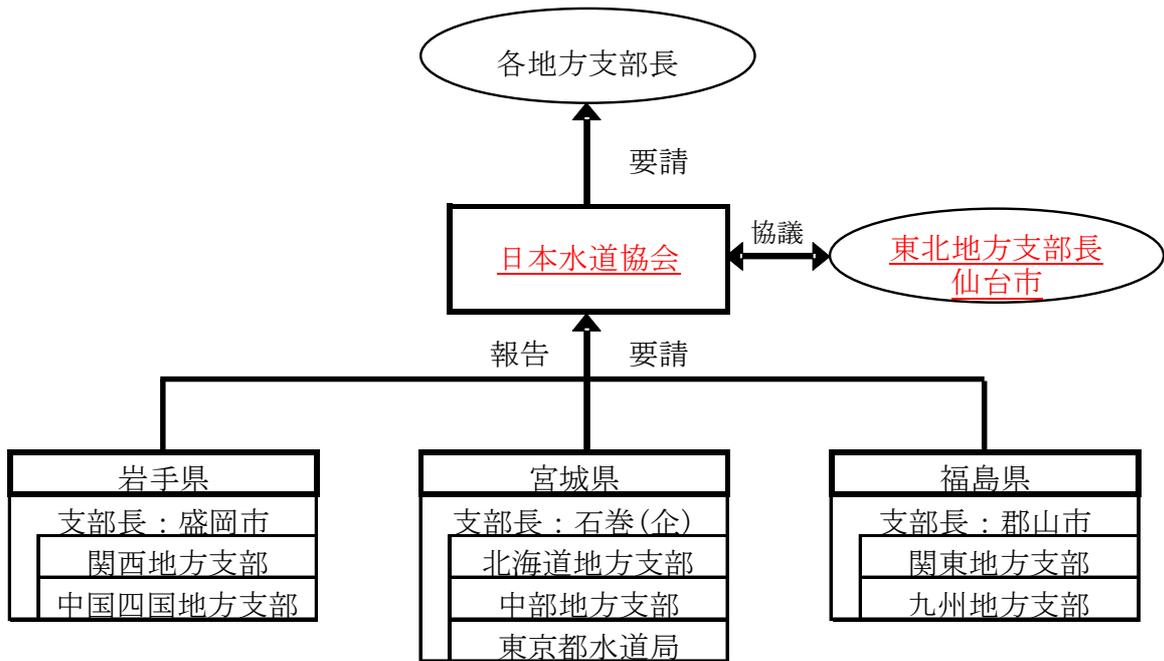


図 3.2.2 東日本大震災における応援要請・情報連絡体制

その後、東北地方支部長である仙台市の復旧が概ね終了する見込みとなったため、本来の流れに戻り、平成 23 年 4 月 12 日からは 図 3.2.3 に示す「東日本大震災における応援要請・情報連絡体制（変更後）」のとおり実施していくこととなった。

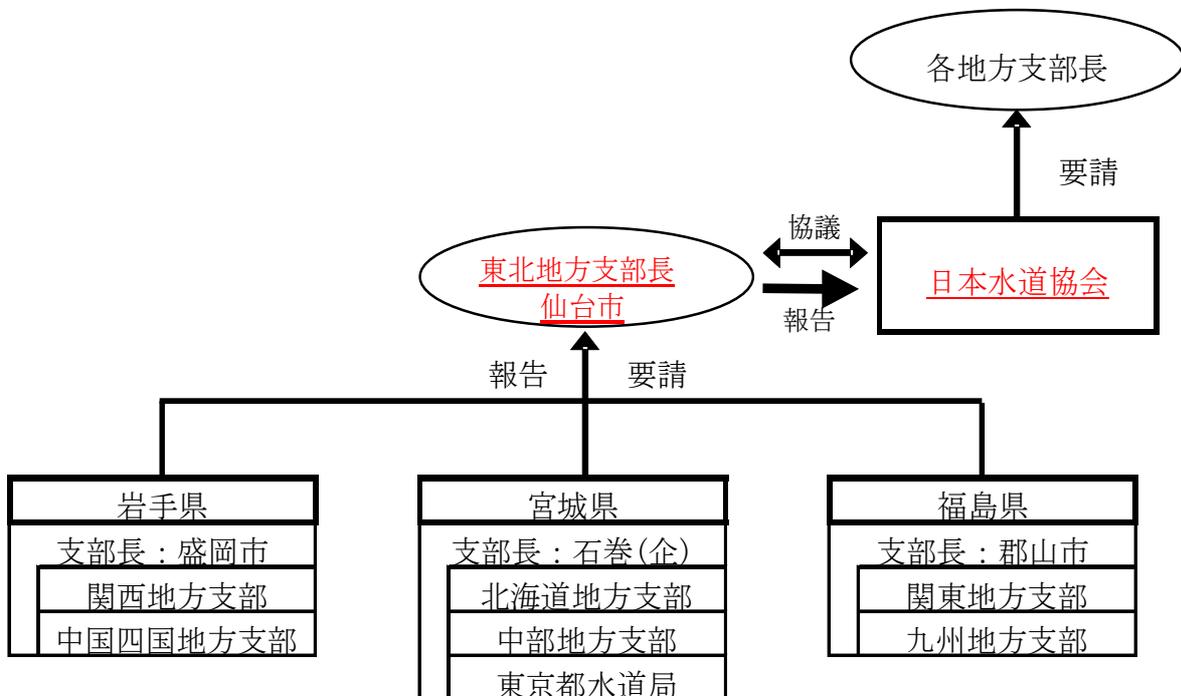


図 3.2.3 東日本大震災における応援要請・情報連絡体制（変更後）